

介護老人保健施設フジタ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人フジタが開設する介護老人保健施設（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。
- 2 施設の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則し、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設フジタ
- (2) 所在地 愛知県名古屋市緑区鳴海町字尾崎山4-3番地640

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（医師と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者

医師	3名	（常勤医師1名 非常勤医師2名）
看護職員	19名	（常勤職員13名、非常勤6名）
介護職員	46名	（常勤職員38名 非常勤8名）
支援相談員	3名	（常勤職員）
作業療法士	5名	（常勤職員4名 非常勤1名）
理学療法士	3名	（常勤職員2名 非常勤1名）

管理栄養士 2名 (常勤職員)
介護支援専門員 3名 (常勤職員)
薬剤師 1名 (非常勤職員)

従業者は、介護保健施設サービスの提供にあたる。

- (3) 事務職員 6名 (常勤職員3名、非常勤3名)
必要な事務を行う。

(入所者定員)

第5条 入所定員は150名とする。(多床室69室 従来型個室10室)

(保健施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護保健施設のサービス内容は次のとおりとし、介護保健施設サービスを提供した場合の利用料額は、それぞれ介護報酬の告示上の額の1~3割の額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 退所時指導

2 その他の費用

前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- 1、居住費、特別な室料及び食費を徴収する。(別紙明細)
- 2、理容代は次のとおり徴収する。

調髪 1,600円

顔剃り 600円

- 3、日常生活において通常必要となる日用品費日額 240円・教養娯楽費日額 110円で利用者が負担すべき費用は、別紙のとおり実費を徴収する。

- 4、事務管理費 1,500円/月

内訳 小遣いの入出金管理

- 5、利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
行事食(敬老会、夏祭り、バイキング食等) 1食 1,800円

- 3 食事提供に対し良質で新鮮な材料及び衛生的なかつ所要の栄養量の管理を行う。

- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるとする。なお、やむをえない事情などにより当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

- 5、当施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用

者に対して交付することとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 当施設利用に当たっての留意事項は、重要事項説明書(別添)の通りとする。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(非常災害対策)

第10条 当施設は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(1) 防火管理者は従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練…年2回以上

② 利用者を含めた避難訓練…年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法の徹底…随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(2) 当施設は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第11条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的期間での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 第3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の質の確保)

第13条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(個人情報の保護及び公開)

第15条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

- 2 当施設職員が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を、サービス担当者会議の開催又は介護支援専門員や、病院・他施設との連携を図るなど、正当な理由がある場合、その情報を用いることがある。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人フジタと当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規定は、平成22年2月1日から一部改定する。

この規定は、平成22年6月1日から一部改定する。

この規定は、平成23年7月1日から一部改定する。

この規定は、平成23年8月1日から一部改定する。

この規定は、平成24年5月1日から一部改定する。

この規定は、平成25年4月1日から一部改定する。

この規定は、平成26年6月1日から一部改定する。

この規定は、平成27年6月1日から一部改定する。

この規定は、令和6年4月1日から一部改定する。